

2 定期受付の申請の時期

(1) インターネット方式

ア パスワード発行申請受付期間 令和 2 年 11 月 2 日から令和 2 年 12 月 28 日まで。

イ 申請用データ受付期間 令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 15 日まで。

ウ アドレス

(ア) 建設工事

<https://www.pqr.mlit.go.jp/>

(イ) 測量等

<https://www.pqrc.mlit.go.jp/>

エ システム稼働時間 平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（令和 2 年 12 月 29 日から令和 3 年 1 月 3 日）の終日及び平日の 17 時 00 分から 9 時 00 分までの間は、システム運休。

(2) 文書郵送方式及び文書持参方式

原則として受け付けない。ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体（経常 J V）に関する申請等）の受付期間については次のとおり。

令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 1 月 29 日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 93 号）第 1 条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

文書郵送方式による申請は、当日消印有効。文書持参方式による申請の受付時間は、9 時 30 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 16 時 00 分まで。

なお、上記 2 (1) 及び 2 (2) の期間後の申請については、後記 9 の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法等

ア インターネットを使用して申請する者は、前記 2 (1) ウに掲げるアドレスにアクセスし、令和 2 年 12 月 28 日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、令和 2 年 11 月 2 日から令和 3 年 1 月 15 日までに取得することができる。

イ 文書により申請する者は、最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一

般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

https://www.courts.go.jp/links/tyotatu/nyusatsuujoho_kensetukoji/index.html

(2) 申請書の提出方法 定期受付による申請は、次に掲げるアの方法による。アの方法で対応していない申請及び後記 9 の随時受付による申請は、次に掲げるイの方法による。

ア インターネットを使用して申請する者は、前記 2 (1) ウに掲げるアドレスにアクセスし、上記 3 (1) アにより入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

イ 文書により申請する者は、原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるウ又はエの申請書類を、郵送（書留郵便による。）又は持参するものとする。

ウ 建設工事に係る申請書類 ①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、②業態調査書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（令和元年 6 月 29 日より後を審査基準日とするもので、かつ、令和元年 6 月 29 日より後を審査基準日とするものが複数ある場合は、そのうち最新のもの。ただし、後記 9 の随時受付においては、申請をする日の 1 年 7 月前の日より後のものに限る。また、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者であって、事業年度が令和元年 10 月 29 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間に終了するものについての令和 3 年 1 月 31 日までの間における受付にあつては、審査基準日が平成 30 年 10 月 29 日より後のものに限る。）の写し、⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号。以下「国税規則」という。）別紙第 9 号書式（その 3）、（その 3 の 2）、又は（その 3 の 3）。ただし、申請者が新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）

に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）に基づく特例猶予をいう。）の適用を受けたため、これらの書類を提出できない場合は、当該書類に代えて国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類（以下「納税証明書その 3 等」という。）のいずれかの写し、⑥共同企業体等調査書（申請者が官公需適格組合の場合）

エ 測量等に係る申請書類 ①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、②業態調査書、③測量等実績調査書、④技術者経歴書、⑤営業所一覧表、⑥登録証明書等の写し、⑦登記事項証明書の写し（法人の場合）、⑧財務諸書類（1 年分）、⑨納税証明書その 3 等の写し

4 申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。

5 競争に参加することができない者

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を得ている場合には、同条の特別な理由がある場合に該当するものとする。

(2) 予決令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

(3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

(5) 建設工事を希望する者で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていない者

(6) 測量を希望する者で、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条に規定する登録を受けていない者

(7) 建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者

6 競争参加者の資格及びその審査

(1) 前記 5 (1) から同 (7) のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。

(2) 建設工事 次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア 年間平均完成工事高

イ 経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ウ 経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフローの額、利益剰余金の額）

エ 技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）

オ その他（労働福祉の状況、営業年数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、平均研究開発費の額、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況）

(3) 測量等 次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア 年間平均実績高

イ 自己資本額

ウ 有資格者の数

エ 営業年数